




新入社員研修のご提案

キャリア形成促進助成金（認定実習併用職業訓練）の活用

主催：桜井市商工会

2015.11.



キャリア形成助成金の概要

企業が従業員に対して行う職業能力開発に関する計画（事業内職業能力開発計画および年間職業能力開発計画）に基づいて訓練などを行った事業主に対して、その経費と訓練期間中に支払った賃金の一部を助成される制度です。

☆一般型訓練

☆政策課題対応型訓練

- ①若年人材育成コース
- ②成長分野等人材育成コース
- ③グローバル人材育成コース
- ④熟練技能育成・承継コース
- ⑤認定実習併用職業訓練コース
- ⑥自発的職業能力開発コース



厚生労働大臣の認定を受けた「実習併用職業訓練（実践型人材養成システム・OJT付き訓練）」を実施する事業主に対して助成金が支給されます。

今回の新入社員研修に申請しようとしているコース

認定実習併用型職業訓練コースの基本要件

1. 15歳以上45歳未満の労働者で新たに雇い入れた雇用保険の被保険者。（原則、雇入れ日と訓練開始日が同日である者に限る。） ※ 新規学卒新入社員がこれに該当します。
2. 企業内におけるOJTと教育訓練機関で行われるOff-JTを効果的に組み合わせる訓練であること。
3. 実施期間が6か月以上2年以下であること。（今回の新入社員研修は6ヶ月間とします。）
4. 総訓練時間が1年あたりの時間数に換算して850時間以上であること。（1ヶ月平均：70.83時間以上）
5. 総訓練時間に占めるOJTの割合が2割以上8割以下であること。
（今回の新入社員研修では、Off-JT：102H、OJT：398H）
6. 訓練終了後に評価シート（ジョブ・カード様式4号）により職業能力の評価を実施すること。
（各社の業種業態に応じた評価シートを貴社と共に作成します。）

キャリア形成助成金を活用した新入社員研修

1. 研修概要

商工会の会員企業様が、平成27年4月に新たに正社員として雇用される新入社員の方々を対象とする研修を実施し、会員企業様の人材育成に資することを目的とします。

2. 主催

桜井市商工会

3. 企画運営

株式会社マネジメント・リソースが研修プログラムの作成、講師の選定・派遣、研修の実施を担当いたします。プログラムの内容・担当講師につきましては事前にご確認いただきます。

4. 制度活用

訓練参加企業様には、厚生労働省の「キャリア形成助成金制度」を活用いただくことにて、訓練費用の助成を受けていただくことが可能です。本制度ではOFF-JTとOJTの組み合わせによる人材育成活動が前提となっています。各社のOJTプログラムの作成(ジョブ・カード様式4の作成)につきまして、株式会社マネジメント・リソースが貴社と共に作成いたします。

5. 訓練内容

OFF-JT(座学) 平成27年4月 ~ 平成27年9月 <6ヶ月間の予定>

6.5時間/日 × 2~3日/月 × 6ヵ月 = 16日間で102時間

内容：社会人の基礎、営業・事務関連、製造関連（詳細は別紙カリキュラム）

OJT(職場内訓練) 平成27年4月 ~ 平成27年9月 <OFF-JTと平行実施 6ヶ月間予定>

6時間/日 × 11~12日/月 × 6ヵ月 = 398時間

内容：事前に設定したOJTプログラムのとおり

6. 研修費用

受講料： お一人あたり20万円+消費税（研修開始までにお支払いいただきます）

キャリア形成助成金制度による予想助成額： 423,000円（商工会会員）

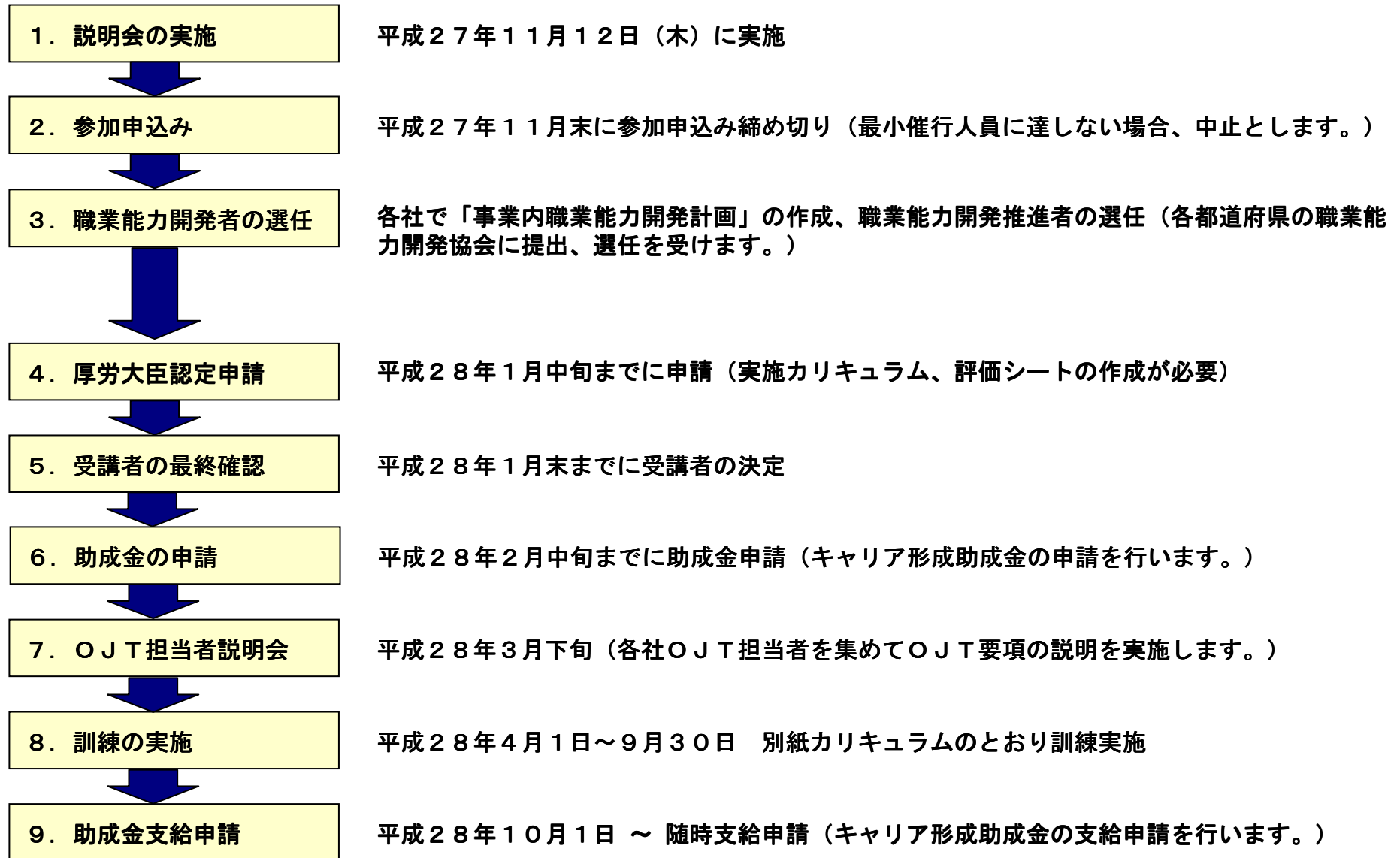
キャリア形成助成金が受け取れない場合

1. 訓練実施計画届の提出日の前日から起算して6カ月前の日から支給申請書の提出日までの間に雇用する雇用保険被保険者を事業主事業主都合により解雇等(退職勧奨を含む)をしたことがない事業主
2. 不正受給(偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとする)をしてから3年以内に支給申請をした、または、支給申請日後、支給決定日までに不正受給をした事業主
3. 支給申請をした年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主(支給決定の日までに納入を行った事業主を除く)
4. 支給申請日の前日の過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
5. 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれら営業の一部を受託する営業を行う事業主
6. 暴力団関係事業所の事業主
7. 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
8. 新たな訓練計画を追加する場合、または既に届け出ている訓練計画に変更が生じたにもかかわらず、変更届を提出していない場合
9. 所定労働時間外や休日に実施されたOff-JTの賃金助成、OJTの実施助成
10. 事業主が訓練にかかる経費を負担していない場合(研修費用及び訓練に関わる従業員の賃金)

※ なお、研修受講者の方が総訓練時間の8割以上受講しなければ、助成金の支給は受けられません。

※ 1年度(4月1日～3月31日)1事業所当たりの助成金の支給限度額は1,000万円です。

参加企業スケジュール



キャリア形成助成金（例）

訓練受講者数：1名 訓練期間 6ヶ月
 総訓練時間：500時間（OJT 398時間、OFF-JT 102時間）

	訓練に要する経費	助成額
OFF-JT	OFF-JTはすべて弊社で受講 216,000円（税込：一般企業受講料） 205,200円（税込：商工会会員受講料）	108,000円（一般企業） 102,600円（商工会会員）
	OFF-JT受講中の賃金 @ 1,000 × 102時間 = 102,000円	@800 × 102時間 = 81,600円
OJT	訓練実施のための間接経費 （教育者の経費）	@600円 × 398時間 = 238,800円 （OJT時間を6H/日67日間）
合計	318,000円（一般企業） 307,200円（商工会会員）	428,400円（一般企業） 423,000円（商工会会員）

平成28年度 桜井市商工会主催 新入社員研修カリキュラム(案)

	日程		時間	研修内容
	日	曜		
第1日目	2016年4月6日	水	9:15～16:45	◇開講式 オリエンテーション 社会人の心得 ビジネスマナー 自立型人間になるために
第2日目	2016年4月13日	水	9:15～16:45	◇組織における成果の高め方 共に働く意義とは、正しい会議の進め方 (発信力強化、他者への気づき、目的達成意識の向上)
第3日目	2016年5月10日	火	9:15～16:45	◇パソコンの使い方 パソコンの操作方法、ブラウザ、メールソフトの使い方
第4日目	2016年5月11日	水	9:15～16:45	◇文書作成ソフトの使い方 ビジネス文書の作成、提案書の作成、広告物の作成
第5日目	2016年5月24日	火	9:15～16:45	◇表計算ソフトの使い方 表計算ソフト活用方法、ビジネスシミュレーションの作成
第6日目	2016年5月25日	水	9:15～16:45	◇プレゼンテーションソフトの使い方 プレゼンテーション資料の作成、プレゼンテーション演習
第7日目	2016年6月8日	水	9:15～16:45	◇コミュニケーションとチームワーク向上 コミュニケーション、対人関係のグループワーク コミュニケーションの基礎、傾聴・伝える・組織と役割
第8日目	2016年6月22日	水	9:15～16:45	◇顧客満足度向上 CS、ホスピタリティ、サービスマーケティング 事例とグループワーク
第9日目	2016年7月6日	水	9:15～16:45	◇問題解決手法と業務改善 問題発生メカニズム、原因究明、対策、解決策
第10日目	2016年7月20日	水	9:15～16:45	◇会社と社会の仕組みの基礎 法律の知識と遵守事項、会計の仕組みと計数の知識
第11日目	2016年8月3日	水	9:15～16:45	◇情報収集とその活用術 各種新聞から何を読み取って、何を人に伝えるか
第12日目	2016年8月17日	水	9:15～16:45	◇製造生産の基礎知識 工場における基本事項、作業習得と品質管理、5S
第13日目	2016年8月31日	水	9:15～16:45	◇営業の基礎 営業の役割・売れる仕組み・営業の種類……
第14日目	2016年9月13日	火	9:15～16:45	◇企業取引実習①(ビジネス・ゲーム) 計数管理(ビジネスの仕組みを体験する)
第15日目	2016年9月14日	水	9:15～16:46	◇企業取引実習②(ビジネス・ゲーム) 計数管理(ビジネスの仕組みを体験する)
第16日目	2016年9月28日	水	9:15～16:45	◇振り返りと個人発表 修了式